

#### 4 . 公衆送信

法第36条では、著作物を試験問題としてインターネットなどで公衆送信することも許容されています。この場合、その試験の受験者以外の者が受信できないようにすることや、ヒアリング教材のように権利者の利益を不当に損なうようなものは利用しないこと等の配慮が必要です。